令 和 3 年 度

財 政 援 助 団 体 等
監 査 結 果 報 告 書

特定非営利活動法人ワーカーズコープ
（大牟田市市民活動等多目的交流施設指定管理料）

大 牟 田 市 監 査 委 員

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を行ったので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告書を提出します。

なお、本監査及び報告は大牟田市監査基準に準拠しています。

1　監査の種類　財政援助団体等の監査

2　監査の対象　特定非営利活動法人ワーカーズコープ
（地域コミュニティ推進課）

3　監査実施期間
令和3年5月1日（土）から令和3年5月31日（月）まで

4　監査対象の事項及び範囲
特定非営利活動法人ワーカーズコープが交付を受けた令和元年度分の大牟田市市民活動等多目的交流施設指定管理料等に係る出納その他の事務の執行

5　監査の着眼点（評価項目）
（1）管理に係る協定等の締結は適正に行われているか。
（2）指定管理料の算定、交付方法、時期、手続きは適正か。
（3）施設は、協定等に基づき適正に管理されているか。
（4）施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、帳簿等は適正に整備、保存されているか。
（5）所管部局に提出された決算書、事業実績報告書等に誤りはないか。
（6）指定管理者へのモニタリングは適正に行われているか。

6　監査の方法
監査対象団体及び当該団体の所管部局に対し、資料の提出を求めるとともに、必要に応じて市担当職員の事情説明を受け、監査を実施した。

監査に当たっては、指定管理料の受入れから使途について、証拠書類である領収書や預金通帳の実査、さらにこれらの収支に基づいた金銭出納簿の検査を行い、決算書の適否等の判断を行った。また、指定管理者の指定手続やモニタリングが適正に行われているかについても監査した。

なお、当該監査は、監査委員中原修作及び前任監査委員松尾哲也により執行されたものである。

7　特定非営利団体活動法人ワーカーズコープの概要

特定非営利団体活動法人ワーカーズコープ（以下「ワーカーズコープ」という。）は、「地域の中で人々が生活するために必要としている仕事を協同でおこし、或いはその活動を支援し、協同の息吹溢れる新しいコミュニケーションを創造することで、豊かで活力のある社会の実現に寄与すること」を目的として、平成13年9月に設立された法人である。

主な事業は、保健、医療又は福祉の増進を図る活動、まちづくりの推進を図る活動、子どもの健全教育を図る活動、及びそれらに掲げる活動を行う団体の運営等であり、本市の市民協働の拠点として、市が設置している大牟田市市民活動等多目的交流施設（以下「えるる」という。）の指定管理者として、平成29年度から管理運営を行っている。

なお、令和2年度から令和6年度までのえるるの指定管理者については、令和元年度に公募による選定の結果、ワーカーズコープが引続き指定管理者に指定された。

8　財政援助等の内容

（1）指定管理料の名称【所管課】

大牟田市市民活動等多目的交流施設指定管理料

【地域コミュニティ推進課】

大牟田市市民活動等多目的交流施設の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）及び大牟田市市民活動等多目的交流施設の指定管理料に関する協定書（以下「年度協定書」という。）に基づき交付される指定管理料である。

（2）指定管理料の額

えるるの管理業務に要する費用として、毎年度予算の範囲内において定める額。

平成29年度から令和元年度までの3年度分75,000,000円の債務負担行為を設定し、年額25,000,000円を支出している。令和元年度においては、消費税率改定分として別途債務負担行為232,000円を設定し、年額25,000,000円に加えて231,481円を支出している。

9　監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていた。

概要は、次のとおりである。

（１）指定管理に係る協定等の締結及び指定管理料について

基本協定書は、議会の議決後、債務負担行為の設定と同日に適正に締結されており、年度協定書は、平成 31 年４月１日に予算の範囲内で適正に締結されていた。

指定管理料の算定については、過去２年間の実績をもとに、大牟田市指定管理者制度ガイドラインを参考に人件費を積算、法定点検等の追加分や消費税改定等の事項をふまえて適正に算定されていた。また、元年度の交付に当たっては、年度協定書に規定された指定管理料年額を４回に分け、前金払により適正に交付されていた。

（２）協定書等に基づく管理について

基本協定書では、指定管理者は、再委託を行う場合にはあらかじめ市の承認を得ることとされている。駐車場機器点検と施設警備について、指定管理開始時点では市が締結した長期継続契約期間が残っており、期間終了後に指定管理者が再委託をしていたが、再委託承認申請が行われておらず、市の承認を得ていなかった。

また、指定管理者が施設の修繕を行う場合は、市の承認を得ることとなっており、承認については、原則として書面により行わなければならないと規定されているが、書面による申出及び承認が行われていなかった。

なお、その他の管理については概ね適正に行われていた。

（３）収支会計経理について

管理業務の会計経理については、基本協定書において、他の業務と区分して経理するとともに、管理業務に関し固有の銀行口座を開設し、適切な運用を図ることとされている。

管理業務に関し、えるる固有の口座が開設され、適切に運用されていた。なお、職員の人件費やシステム使用料等については、ワーカーズコープ本部で支出されているため、えるる固有の口座とワーカーズコープ本部の口座との間で入出金が行われていたが、管理業務以外の入出金はなく、他の業務と区分して経理されていた。

（４）収支報告書（決算書）について

管理業務に係るワーカーズコープの収入は、市からの指定管理料や利用料金等であり、支出は、事務費、施設管理費及び事業費である。

収支報告書の金額について、入出金伝票、現金出納帳及び通帳と照合した結果、収入については、３月使用に係る施設使用料の後納分の計上

漏れ等があったものの、概ね適正に報告されていた。支出については、職員の人件費やシステム使用料など、ワーカーズコープ全体として支出する経費のえるる分について、本来の科目とは異なった科目で計上されていた。その他の支出については概ね適正に報告されていた。

（５）モニタリングについて

モニタリングの基本的な考え方及び標準的な実施方法については、大牟田市指定管理者制度ガイドラインに定められている。

モニタリングの実施状況について、月末報告書、年間報告書、労働条件等確認シート､指定管理者管理運営評価シート等を審査するとともに、職員への聞き取りを行った結果、適正に行われていた。